

## 市の特産品認証商品を募集します

### ★ 常陸大宮さん(産)の特産品 ★

市内で生産される優れた農林水産物や加工品等の生産拡大・販売促進の取り組みを推進していくため、常陸大宮市特産品『常陸大宮さん』認証制度を創設します。今回は、第1回となる平成28年度の認証商品(候補商品)を募集します。応募にあたっては、募集内容を確認のうえ、申請書を提出してください。

#### 応募資格

- 商品を生産・製造する事務所を市内に有する法人その他の団体
  - 市内に住所を有する個人事業者
- ※ただし、市税等の滞納がない方

初募集!!



#### 審査の対象となる商品

次のいずれかに該当するもの

- ・市内で生産され、または製造されるもの
- ・市内で生産された農水産物等を原材料に含むもの

※1事業所(事業者)につき3点まで応募可能(1点につき申請書1枚)

#### 募集期間

平成28年6月27日(月)～8月26日(金) ※郵送の場合、当日消印有効

#### 応募方法

申請書に必要事項を記入し、商品の見本や各種許可証の写し等の必要書類を添付のうえ、郵送または農林課窓口を持参してください。

※食品の場合には、審査の際に必要な量を無償で提供していただきます。

※申請書類は、市ホームページよりダウンロードまたは農林課窓口にて配付します。

##### 【提出書類】

- ①特産品認証申請書
- ②特産品認証申請調書(農水産物用・加工品用のいずれか)
- ③商品の見本(商品の見本が添付できない場合は、商品の仕様書、写真等を提出)
- ④各種許可証等の写し(商品の製造、加工、販売について、該当する法令の規定がある場合)
- ⑤誓約書(関係法令遵守に関する書類)
- ⑥各種証明書等の写し(第三者機関からの認証・受賞歴等がある場合)

#### 認証期間

3年間 ※更新可(期間満了時に再認証を希望する場合は、更新手続きが必要です)

## 認証審査

常陸大宮市農産物等地域ブランド認定制度・6次産業化推進協議会（有識者等で構成）で審査を行ったうえで認証品を決定します。

※審査基準の例は次のとおりですが、認証の適否は商品の特性等を勘案して総合的に判断します。

審査項目	審査基準の一例
(1)常陸大宮市らしさに関する基準	地域の風土や歴史的背景等を有し、市のイメージアップに繋がる個性や特徴があるか 地域資源として、周辺住民のみならず市外に魅力を発信できる要素があるか など
(2)品質・価格に関する基準	品質・商品性が優れていて、独自性があるか 品質に見合った価格が設定されているか など (例)農林水産物の場合：出荷規定等により厳選されたものであるか 食品の場合：味に優れているか 工芸品の場合：伝統的な技術・技法を伝承したもので、工程の主要部分が手工業的であり、伝統的に使用されてきた原材料を用いているか(民芸品は対象となりません。)
(3)信頼性・安全性に関する基準	生産・製造・販売・加工等に関して、法令等が遵守されているか 生産・製造過程等の情報を公開することが可能か 商品に関する責任の所在が明確であり、品質に関する事故や第三者からの苦情、要望等に対する処理体制が確保できるか など
(4)市場性・将来性に関する基準	一定の販売実績を有し、品質を保持して将来にわたって持続的・定期的に消費者に供給できるか 事業者等に生産拡大や販売促進の意欲があるか など

## 公募から認証までのスケジュール

内 容	時 期
①公 募(広報お知らせ版・市ホームページ)	6月27日(月)～8月26日(金)
②審 査・認証品決定	9月(予定)
③認証書交付	10月中旬(予定)

## 認証特典

- (1) 特産品認証書の交付
- (2) 認証品や啓発用品等への認証マークの表示が可能  
※初回認証時に認証マークのシールを1,000枚無償配布(追加分は有料となります)
- (3) 認証品の紹介パンフレットを作成
- (4) 市ホームページや広報紙等での情報発信
- (5) メディア・関係機関などへの情報提供
- (6) 各種イベント等における優先的な物品調達に配慮
- (7) プロモーション活動に関する情報提供などの支援

## その他

- (1) 申請手続きにかかる費用については、全て申請者の負担となります。
- (2) 申請手続・審査基準など認証制度の詳細については、市ホームページに掲載の「特産品認証要綱」、  
「特産品認証審査基準」をご確認ください。
- (3) 不明な点については、農林課までお問い合わせください。

問 本庁 農林課生産流通G ☎52-1111 内線206 [HP] <http://www.city.hitachiomiya.lg.jp/>